冷戦後の海上自衛隊の体制と活動の変遷

海上自衛隊幹部学校作戦研究室

はじめに

冷戦の終結から今日まで約四半世紀の間、海上自衛隊を取り巻く環境 は大きく変化し、その体制や活動も時代とともに変化してきた。

本稿では、各時代の「防衛計画の大綱」¹ の期間ごとに、各大綱の基本的な考え方を概観したうえで、各期間における海上自衛隊の体制や主要な組織改編、海上自衛隊が行ってきた主要な活動に焦点を当て、その変遷を概観する。

1 51 大綱の時代(1977 年度(昭和 52 年度)~1995 年度(平成7年度))

(1) 51 大綱の概要

ア 51 大綱の基本的な考え方

51 大綱は、我が国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となってこの地域における不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限度の基盤的な防衛力を保持するという「基盤的防衛力構想」に立っていた。

また、51 大綱では「防衛の構想」として「侵略の未然防止」及び「侵略対処」の2つを示しており、限定的かつ小規模な侵略については原則として独力でこれを排除するという考え方に基づいていた。

イ 51 大綱における海上自衛隊の体制

51 大綱において、海上自衛隊の体制は、①海上における侵略等の事態に対応し得るよう機動的に運用する艦艇部隊として、常時少なくとも

1個護衛隊群を即応の態勢で維持し得る1個護衛艦隊を有していること、②沿岸海域の警戒及び防備を目的とする艦艇部隊として、所定の海域ごとに、常時少なくとも1個隊を可動の態勢で維持し得る対潜水上艦艇部隊2を有していること、③必要とする場合に、重要港湾、主要海峡等の警戒、防備及び掃海を実施し得るよう潜水艦部隊、回転翼対潜機部隊3及び掃海部隊を有していること、④周辺海域の監視哨戒及び海上護衛等の任務に当たり得る固定翼対潜哨戒機部隊を有していることとされ、細部は別表のとおりである。

また、護衛隊群等、各部隊の体制に係る考え方は、次のとおりであった⁴。

(ア) 護衛隊群

護衛隊群は、機動運用する 対潜水上艦艇部隊の基本問 な単位であり、我が国周 で侵略等の事態が生 た場合、直ちに現場に進出 し必要な対応措置をとりく も1個護衛隊群を即応態勢 で維持しなければならない。

51 大綱別表

- ●基幹部隊
- ·対潜水上艦艇部隊 (機動運用): 4 個護衛隊群
- · 対潜水上艦艇部隊(地方隊): 10 個隊
- · 潜水艦部隊:6個隊
- ・掃海部隊:2個掃海隊群・陸上対潜機部隊:16個隊
- ●主要装備
 - ·対潜水上艦艇:約60隻
 - ·潜水艦:16 隻
- ・作戦用航空機:約220機

しかし、艦艇部隊は、艦艇の修理期間や、乗員が新隊員と交替すること 等から基礎的な訓練期間として、かなりの期間を割く必要があり、また、 困難な状況の下でも護衛隊群としての任務を果たし得るような高練度 の期間は限定される。したがって、常時少なくとも1個護衛隊群を高練 度の状態で維持するためには、4個の護衛隊群を必要とするという考え 方であった。

(イ) 地方隊の対潜水上艦艇部隊

沿岸海域の警戒及び防備については、我が国の地理的特性に応じてこ

www.clearing.mod.go.jp/hakusho data/1977/w1977 02.html を参照

² 51 大綱期間中は、専ら対潜水艦戦を任務とする駆潜艇等を保有していたことなど から、「対潜水上艦艇部隊」と呼称していたが、その後、駆潜艇が全て除籍された ことなどを踏まえ、07 大綱以降、「護衛艦部隊」との呼称を用いている。

³ 51 大綱において「対潜機」と称していた航空機については、対潜任務に限らず広く洋上における監視哨戒等の任務も行うことから、07 大綱以降、「哨戒機」との呼称を用いている。

⁴ 防衛庁編『日本の防衛』第2章、昭和52年版、1977年、

れを 5 海域に区分し、それぞれの海域の警戒、防備に当たる地方隊を維持し、各地方隊に常時少なくとも 1 個の艦艇部隊を可動の態勢で維持するため、各地方隊に 2 個隊ずつ計 10 個隊を必要とするという考え方であった。

(ウ) 潜水艦部隊

必要とする場合に、主要海峡等の警戒、防備に当たるものであり、宗谷、津軽及び対馬の3海峡に各1個隊を配備する体制を維持するには各海峡に2個隊、合わせて6個隊を必要とする。そのために必要な潜水艦は、通常は1個隊あたり3隻であるが、作戦海域と基地との関係から、一部の隊は2隻でも運用が可能であるので、合わせて16隻で運用するという考え方であった。

(工) 掃海部隊

掃海部隊は、重要港湾、海峡等に敷設された機雷の除去、処分等に当たるものであり、東日本海域と西日本海域にそれぞれ各1個掃海隊群を維持するため、合わせて2個掃海隊群を維持するという考え方であった。

(才) 陸上対潜機部隊

固定翼の対潜機部隊は、必要とする場合に、我が国周辺海域において 1日1回は哨戒を実施し得るとともに、船舶の護衛が必要となった場合、 最小限外航及び内航に各1個隊を当て得るために、11個隊程度を維持 する必要があるという考え方であった。

また、回転翼の対潜機部隊は、必要とする場合に、津軽及び対馬の両海峡並びに京浜、阪神及び日本海側の重要港湾の防備当たるものであり、このため、5個隊程度を維持するという考え方であった。

(2) 海上自衛隊の主な組織改編

冷戦終結後の海上自衛隊の組織改編として、冷戦時代に計画されたイージス艦や P-3C 対潜哨戒機等、近代化された多数の艦艇・航空機等が部隊に装備されたことに伴い、順次、護衛隊、掃海隊及び航空隊等の改編がなされた。また、対潜資料隊 (92年2月) や、作戦情報支援隊 (95年3月)等の新編等がなされた。

(3) 海上自衛隊の実施した主な活動

冷戦終結後に海上自衛隊が実施した主な活動として、以下が挙げられる。

ア ペルシャ湾への掃海部隊派遣 - 初の海外派遣任務

1990 年 8 月から始まった湾岸危機においてイラク軍がペルシャ湾に 多数の機雷を敷設したことに伴い、停戦成立後、1991 年 4 月 24 日、海上自衛隊の掃海艇 4 隻、掃海母艦 1 隻及び補給艦 1 隻の計 6 隻からなる「ペルシャ湾掃海派遣部隊」の派遣が命じられ、同年 6 月から 9 月までの間、ペルシャ湾北西部において掃海作業を実施し、計 34 個の機雷を処分した。自衛隊にとって初めての海外派遣任務であった。

イ カンボジアPKOへの海上輸送部隊派遣

1992 年、カンボディアにおける国際平和協力業務に参加する陸上自衛隊の第 1 次派遣施設大隊の人員や車両等をカンボディアへ輸送するため、同年 9 月 17 日、輸送艦 2 隻及び補給艦 1 隻の計 3 隻が出港した。カンボディア到着後は、同大隊に対する真水の補給、宿泊・給食支援等を実施した。

ウ 阪神・淡路大震災に係る災害派遣

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災に際し、海上自衛隊は、 呉地方隊と自衛艦隊の一部等を主力とした部隊を派遣した。同年4月ま での間、行方不明者の捜索・救助、遺体の収容、給水・給食支援、入浴 支援等の災害救助活動を実施した。

2 07 大綱の時代(1996 年度(平成8年度)~2004 年度(平成16年度))

(1) 07 大綱の概要

ア 07 大綱の基本的な考え方

07 大綱は、51 大綱策定から約 20 年が経過して、冷戦の終結など国際情勢が大きく変化する一方、国連平和維持活動や阪神・淡路大震災への対応など、自衛隊の役割に対する期待が高まっていたことなどを背景に策定された。

07 大綱では、それまでの防衛力整備が「基盤的防衛力構想」に基づいて行われてきたとしたうえで、これを基本的に踏襲していくとした。また、大綱の中に「防衛力の役割」に係る項目が初めて設けられ、「我が国の防衛」に加えて、「大規模災害等各種の事態への対応」及び「より安定した安全保障環境の構築への貢献」が明記されるなど、自衛隊の能力をより一層活用することを重視するものとなった。

以上の点を踏まえて、07 大綱では、防衛力の規模や機能の見直しを

行い、その合理化・効率化・コンパクト化を一層進めるとともに、必要な機能の充実・防衛力の質的な向上も図ることにより、多様な事態に対して有効に対応し得る防衛力を整備し、同時に事態の推移にも円滑に対応できるように適切な弾力性を確保し得るものとすることとされた。

イ 07 大綱における海上自衛隊の体制

07 大綱において、海上自衛隊の体制は、①海上における侵略等の事態に即応し得るよう機動的に運用する艦艇部隊として、常時少なくとも1個護衛隊群を即応の態勢で維持し得ること、②沿岸海域の警戒及び防備を目的とする艦艇部隊として、所定の海域ごとに少なくとも1個護

07 大綱別表

●基幹部隊

- 護衛艦部隊(機動運用):4個護衛隊群
- 護衛艦部隊(地方隊):7個隊
- ・潜水艦部隊:6個隊
- ・掃海部隊:1 個掃海隊群
- ・陸上哨戒機部隊:13個隊

●主要装備

- ·護衛艦:約50隻
- ・潜水艦:16 隻
- ・作戦用航空機:約170機

衛隊を有していること、③必要とする場合に、主要な港湾、海峡等の警戒、防備及び掃海を実施し得るよう、潜水艦部隊、回転翼哨戒機部隊及び掃海部隊を有していること、④周辺海域の監視哨戒等の任務に当たり得る固定翼哨戒機部隊を有していることとされた。細部は、07 大綱別表のとおりである。

また、各部隊の体制に係る考え 方は、次のとおりであった⁵。

(ア) 護衛隊群

51 大綱と同様であり、4 個護衛 隊群を保有することとされた。

(イ) 地方隊の護衛艦部隊

地域的に欠落を生じさせない態勢を最小限確保するという考え方に基づき、5つの警備区と津軽、対馬両海峡にそれぞれ少なくとも1個護衛隊を配備し得るよう、7個護衛隊を保有することとされた。

また、これに伴い、護衛隊群

課権能認所(裸動運用)
(機商海轄)
(機商海峡)
(機商海峡)
(機高海峡)
(港海峡)
(港南峡)

⁵ 防衛庁編『日本の防衛』第2章、平成8年版、大蔵省印刷局、1996年7月、114-118 頁を参照

と地方隊の護衛艦部隊を合わせた護衛艦全体の隻数は、51 大綱の約 60 隻から約 50 隻となった。

(ウ) 潜水艦部隊

引き続き、16隻を保有することとされた。

(エ) 掃海部隊

必要最小限の機能を確保するという考え方に基づき、それまでの 2 個掃海隊群を1個掃海隊群に集約することとされた。

(才) 陸上哨戒機部隊

固定翼哨戒機部隊については、07大綱では、51大綱で考慮されていた船舶の護衛に充てる2個隊20機分について、削減することとした。

また、陸上回転翼哨戒機 部隊については、地域的に 欠落を生じさせない態勢を 最小限確保するという考え 方に基づき、5つの警備区ご とに1個隊、計5個隊を保 有することとされた。



出所:防衛庁編『日本の防衛』平成8年版

これらにより、作戦用航空機の機数は、51 大綱の約 220 機から約 170 機となった。

(2) 海上自衛隊の主な組織改編

ア 特別警備隊の新編

後述する 1999 年 3 月の能登半島沖の不審船事案を踏まえ、2001 年 3 月、海上警備行動下等において不審船に対し立入検査を行う場合、予想される抵抗を抑止し、その不審船の武装解除や無力化を行うための専門の部隊として、「特別警備隊」が新編された。

イ その他

07 大綱の体制へ移行するための護衛隊、掃海隊、航空隊等の改編のほか、情報業務群の新編(1997年)、補給本部の新設をはじめとする造修整備補給組織の改編(1998年)、海上訓練指導隊群の新編(2002年)、 別発隊群の新編(2002年)、システム通信隊群の新編(2002年)

等がなされた。

(3) 海上自衛隊の実施した主な活動

ア 能登半島沖不審船への対応 - 初の海上警備行動

1999年3月23日、警戒監視活動中の海上自衛隊哨戒機 P-3C が、佐渡島西方及び能登半島東方の領海内で日本漁船を装った北朝鮮の工作船と見られる不審船2隻を発見した。自衛隊創設以来初の海上警備行動が発令され、海上自衛隊は、護衛艦による停船命令、警告射撃や、哨戒機 (P-3C) による警告としての爆弾投下などの対処を行った。

イ トルコ共和国への海上輸送 - 国際緊急援助活動に必要な物資の 輸送

1999 年、トルコ北西部で発生した大規模な地震による被災民救援のため、国際緊急援助隊法に基づき、海上自衛隊は同年9月から11月にかけて、輸送艦1隻、補給艦1隻、掃海母艦1隻の計3隻により神戸港からトルコへ向け、国際緊急援助活動に必要な物資(仮設住宅約500戸)の海上輸送を行った。

ウ インド洋における補給活動等(協力支援活動・補給支援活動等)

2001年9月11日に米国で発生した同時多発テロ及び同年10月のテロ対策特措法の成立を踏まえ、海上自衛隊は、インド洋上の米艦艇等への給油を主とする協力支援活動等を実施した。同年11月、護衛艦3隻、補給艦2隻、掃海母艦1隻の計6隻が相次いで出発し、情報収集や被災民救援活動としての生活関連物資の輸送、協力支援活動としての米軍艦艇等に対する洋上補給等を開始した。

以後、順次、補給艦等が交代で派遣され、2007 年 11 月の同法失効まで活動を継続するとともに、2008 年 1 月に補給支援特措法が成立した後は、補給支援活動として、インド洋上における補給活動を再開し、2010 年 1 月まで継続した。

エ クウェートへのイラク復興支援群の海上輸送

2004年1月、人道復興支援活動等のため、陸自第1次イラク復興支援群等に派遣命令が出されたことに伴い、海上自衛隊は、同年2月から4月にかけ、輸送艦1隻及び護衛艦1隻の計2隻により、同群が使用する陸自車両約70両等をクウェートまで海上輸送した。

オ 中国原潜による領海内潜没航行事案への対応 - 海自 2 度目の海 上警備行動

2004 年 11 月 10 日、海上自衛隊哨戒機 P-3C が、先島群島周辺の我

が国領海内を潜没航行する国籍不明潜水艦を確認したことを踏まえ、海上自衛隊に対し海上警備行動が発令された。発令後、海上自衛隊は、P-3Cに加え、哨戒ヘリコプター及び護衛艦により、当該潜水艦(後に中国海軍原子力潜水艦と判明)を沖縄本島の北西約500kmの東シナ海公海上に至るまで継続して追尾した。海上自衛隊にとって、2度目の海上警備行動であった。

カ スマトラ沖大規模地震及びインド洋津波に際しての国際緊急援 助活動

2004 年 12 月、インドネシア・スマトラ島の西方沖で発生した大規模 地震及びインド洋津波に際し、国際緊急援助活動として、テロ特措法に 基づく活動を交替して帰国途上であった海上自衛隊の部隊がタイへ派 遣された。また、2005 年 1 月には、陸上自衛隊、航空自衛隊の各部隊 とともに、海上自衛隊インドネシア国際緊急援助海上派遣部隊が派遣され、インドネシア・アチェ州を中心に活動した。当該活動は、3 自衛隊の部隊及び統幕の要員等、総勢約 1000 名に上る自衛隊史上最大の海外での活動であり、3 自衛隊の連携の必要性が改めて認識される活動であった。

キ 共同訓練・防衛交流等の推進

防衛力の役割である「より安定した安全保障環境の構築への貢献」として、07 大綱では、国際平和協力業務や、安全保障対話・防衛交流の推進等が挙げられた。海上自衛隊においても、二国間・多国間共同訓練を含めた防衛交流等に係る数多くの取組が新たに始まった。この時期の主な実績は下表のとおりである。

- ・露海軍300周年記念観艦式への参加(1996年、ウラジオストク)
- ・海自初主催による第5回西太平洋海軍シンポジウム(1996年、東京)
- 初の海自艦艇(練習艦隊)の韓国寄港(1996年、釜山)
- ・海自主催による第1回アジア太平洋諸国海軍大学セミナー(1998年、東京)
- ·第1回日露捜索救難共同訓練(1998年、日本海)
- 第1回日韓搜索救難共同訓練(1999年、釜山~佐世保)
- ・海自主催による第 1 回WPNS SONG (指揮幕僚課程学生多国間セミナー、 2000年、東京)
- ・第1回西太平洋潜水艦救難訓練への参加(2000年、シンガポール)
- ・第1回西太平洋掃海訓練への参加(2001年、シンガポール)
- ・海自初主催による第2回西太平洋潜水艦救難訓練(2002年、日本)
- ・海自創設50周年に伴う国際観艦式(2002年、日本)
- ・海自主催による第8回西太平洋海軍シンポジウム(2002年、東京)
- ・海自主催による多国間捜索救難訓練(2002年、日本)
- ・日本初主催によるPSI海上阻止訓練への参加(2004年、日本)

出所:各種公表資料をもとに作成

3 16 大綱の時代(2005 年度(平成 17 年度)~2010 年度(平成 22 年度))

(1) 16 大綱の概要

ア 16 大綱の基本的な考え方

16 大綱は、①我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともにその被害を最小化すること、②国際的な安全保障環境を改善し、我が国に脅威が及ばないようにすることの2つを安全保障の目標とし、そのために「我が国自身の努力」、「同盟国との協力」及び「国際社会との協力」の3つのアプローチを組み合わせるとした。そのうえで、防衛力のあり方については、「基盤的防衛力構想」の有効な部分は継承するとしつつ、対処能力をより重視し、新たな脅威や多様な事態に対応できるよう多機能で弾力的な実効性のある防衛力が必要であるとした。

「防衛力の役割」については、「新たな脅威や多様な事態への実効的な対応」、「本格的な侵略事態への備え」及び「国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組」の3つであるとされた。

また、防衛力の基本的な事項として、統合幕僚監部の新設をはじめとした統合運用の強化等が盛り込まれた。

イ 16 大綱における海上自衛隊の体制

16 大綱における海上自衛隊の体制では、護衛艦隊司令官など主に部隊の練度管理を担う指揮官と、自衛艦隊司令官及び地方総監など主に部隊を指揮して事態対処等に当たる指揮官の任務を区分することにより、効果的な部隊練成と指揮命令の迅速化を図るとの考えが導入された。また、各部隊の体制に係る考え方は、次のとおりであった 6。

(ア)護衛艦部隊(機動運用部隊)

従来の考え方を転換し、弾道ミサイル攻撃や武装工作船等への対応、国際平和協力活動等を実効的に実施し得る 4 隻からなる護衛隊を新たな基本単位とし、事態に即応し持続的に対応し得る体制とし

16 大綱別表

●基幹部隊

- ・護衛艦部隊(機動運用): 4個護衛隊群 (8個隊)
- 護衛艦部隊(地域配備):5個隊
- 潜水艦部隊:4個隊
- ・掃海部隊:1個掃海隊群
- ・哨戒機部隊:9 個隊
- ◆主要装備
- ·護衛艦:47隻
- ·潜水艦:16 隻
- ・作戦用航空機:約150機

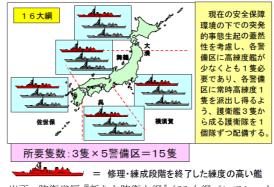
て 8 個隊を保有することとした。また、本格的侵略事態等に際しては、 今後とも各種戦闘を効率的に実施するため、護衛艦8隻による護衛隊群 により対処する場合もあるとされた。



2005年

(イ) 護衛艦部隊(地域配備部隊)

沿岸海域におい て平素から常続的 な警戒監視を実施 し、突発的事態が生 起した場合に初動 対処するため、全国 の沿岸海域を 5 個 警備区に区分し、そ れぞれの地域特性 を十分に把握した 地方総監が、護衛艦



出所:防衛省編『新たな防衛大綱』(22 大綱パンフレット) 2011年

隊司令官から提供された護衛艦を運用する。その際、当時の安全保障環 境を踏まえ、5個警備区にそれぞれ1個隊を配備する体制とされた。

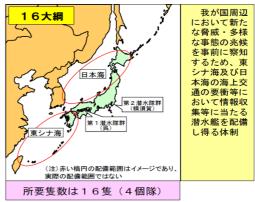
(ウ) 潜水艦部隊

我が国周辺海域において、新たな脅威や多様な事態に係る兆候をいち 早く察知し柔軟な対処を可能とするため、東シナ海と日本海の海上交通 の要衝などに潜水艦を配備し得る体制とし、引き続き潜水艦 16 隻を保 有することとされた。

(工) 掃海部隊

引き続き、1個掃海隊 群を保有することとさ れた。

(オ)固定翼哨戒機部隊 平時における警戒監 視、侵略への対応時にお ける哨戒・警戒監視等及 び国際平和協力活動等 に必要な機数を算出し、 所要数を総合的に勘案し、

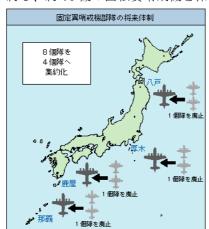


出所:防衛省編『新たな防衛大綱』 (22 大綱パンフレット) 2011 年

また、従来の P-3C 哨戒機に比べ飛行性能・哨戒性能の優れた P-1 哨戒機をその後整備することを踏まえ、約 70 機の固定翼哨戒機を保有することとされた。また、部隊の効率化等を図り、従来の 8 個隊を 4 個隊へ集約することとされた。

(力) 回転翼哨戒機部隊

07 大綱においては、主要な港湾、海峡等の警備及び防備に当たる陸上回転翼哨戒機部隊 5 個隊(約 40 機)、及び護衛艦隊の護衛艦に搭載して運用する艦載回転翼哨戒機部隊 4 個隊(約 50 機)を保有していたが、16 大綱では、艦載運用を基本とすることにより部隊を 5 個隊に集約し、約 70 機の回転翼哨戒機を保有することとされた。





出所:防衛庁編『日本の防衛-防衛白書-』平成17年版

(2) 海上自衛隊の主な組織改編

ア 統合運用体制への移行に伴う海上幕僚監部の改組

2006年3月、統合幕僚監部の設置及び統合運用体制への移行に伴い、海上幕僚監部の運用に関する機能は統幕に移管・集約され、海幕は人事、防衛力整備、教育訓練等の機能を引き続き保持することとなった。これに伴い、海幕においても、運用課の廃止、運用支援課の新設等、所要の改組がなされた。

イ 海上自衛隊新体制への移行に伴う部隊改編

16 大綱の体制へ移行するため、2008 年 3 月、護衛隊及び航空隊等の 大規模な改編がなされた。各護衛隊群は従来の旗艦及び 3 個護衛隊によ る編成から、2 個護衛隊による編成となり、機動運用する護衛艦部隊は 計 8 個護衛隊となった。各地方隊の護衛隊(6 個隊)7 が、護衛艦隊に 編入された。固定翼哨戒機部隊は8個隊から 4 個隊へ集約された。また、 回転翼哨戒機部隊は、地方隊の航空隊も含めた 9 個隊から 5 個隊に集約 され、航空集団に編入された。

(3) 海上自衛隊の実施した主な活動

ア 北朝鮮ミサイル発射事案等への対応 - 初の弾道ミサイル等破壊 措置命令

2009年3月、北朝鮮から国際海事機構(IMO)へ試験通信衛星打ち上げの事前通報がなされたことを踏まえ、3月27日、我が国として初めて、弾道ミサイル等に対する破壊措置命令が発出された。自衛隊では、BMD統合任務部隊が編成され、海上自衛隊は、スタンダード・ミサイル SM-3 搭載イージス艦2隻を日本海中部へ展開するなどした。4月5日、北朝鮮から東方向へミサイル1発が発射され、我が国上空を通過した際は、自衛隊は各種レーダーにより得た情報を官邸等へ迅速に伝達するなどの対応を行った。

イ ソマリア沖・アデン湾における海賊対処(海上警備行動、海賊対 処行動)

2009 年 3 月、ソマリア沖アデン湾において我が国関係船舶を海賊行為から防護するため、海上警備行動が発令されたことを受け、護衛艦 2 隻が我が国関係船舶の護衛を開始し、同年 6 月からは P-3C 哨戒機も警

71

⁷ その後、2011 年 3 月に 1 個隊が廃止され、16 大綱の体制(護衛艦部隊(地域配備): 5 個隊)となった。

戒監視等を開始した。その後、海賊対処法が同年7月から施行され、船 籍を問わず、全ての国の船舶を海賊行為から防護すること等が可能とな った。

また、P-3C 哨戒機を効率的かつ効果的に運用するため、ジブチ国際 空港北西地区に活動拠点が整備され、2011年6月から運用されている。

4 22 大綱の時代 (2011 年度 (平成 23 年度) ~2013 年度 (平 成 25 年度))

(1) 22 大綱の概要

ア 22 大綱の基本的な考え方

22 大綱は、今後の防衛力につい て、「防衛力の存在」を重視した 従来の「基盤的防衛力構想」によ ることなく、「防衛力の運用」に 22 大綱別表

- ●基幹部隊
- · 護衛艦部隊 (機動運用): 4 個護衛隊群 (8個隊)
- 護衛艦部隊(地域配備):4個護衛隊
- ·潜水艦部隊:6個潜水隊
- 掃海部隊:1個掃海隊群
- ・哨戒機部隊:9個航空隊
- ◆主要装備
- ·護衛艦:48 隻
- ·潜水艦:22 隻
- ・作戦用航空機:約150機

焦点を当て、与えられた防衛力の役割を効果的に果たすための各種の活 動を能動的に行える「動的なもの」としていく必要があるとした。この ため、22 大綱では、即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を 備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えら れた「動的防衛力」を構築することとされた。

「防衛力の役割」については、「実効的な抑止及び対処」「アジア太 平洋地域の安全保障環境の一層の安定化」「グローバルな安全保障環境 の改善」の3つであるとされた。

イ 22 大綱における海上自衛隊の体制

各部隊の体制に係る考え方は、次のとおりであった 8。

(ア) 護衛艦部隊

国際平和協力活動の増大などにより機動運用部隊の運用が逼迫してい る現状などを踏まえ、22 大綱では、地域配備部隊においては、警備区 を越えて効率的に活動できるように体制を変更し、南西方面への警戒監 視や国際平和協力活動などにおいても運用することとされた。その結果、 護衛艦部隊については、護衛艦8隻からなる護衛隊群を基本単位とする 4 個護衛隊群 (32 隻) のほか、新たに護衛艦 4 隻からなる護衛隊を基

⁸ 防衛省編『日本の防衛-防衛白書-』第2部、平成23年版、ぎょうせい、2011 年8月、170-171 頁を参照

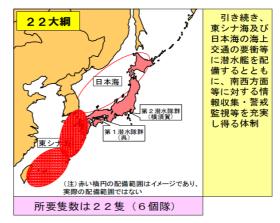
本単位とする 4 個 護衛隊 (16 隻) を それぞれ保持する ことされ、護衛艦を 計 48 隻とすること とされた。

(イ) 潜水艦部隊

引き続き東シナ 海及び日本海の海 上交通の要衝など に潜水艦を配備す るとともに、南西方 面をはじめ我が国 周辺における常時 継続的な情報収 集・警戒監視を平素 から広域にわたり 実施し、情報優越を 確保し、各種の兆候 を早期に察知でき る態勢を強化する ため、作戦海域と基 地との地理的関係 などを考慮して、6 個潜水隊 (22 隻)

2 2 大綱 南西方面における警戒監視の強化、拡大・長期化する国際任務等を踏まこれた編成の考え方を 採り入れ、高線度艦8隻を確保する。

= 修理・練成段階を終了した練度の高い艦 出所:防衛省編『新たな防衛大綱』(22 大綱パンフレット) 2011年



出所:防衛省編『新たな防衛大綱』(22 大綱パンフレット) 2011年

に増強することとされた。

(ウ) 掃海部隊

引き続き、1個掃海隊群を保有することとされた。

(工) 哨戒機部隊

引き続き、固定翼哨戒機部隊を 4 個航空隊、回転翼哨戒機部隊を 5 個航空隊の合計 9 個航空隊を保有することとされた。

(2) 海上自衛隊の主な組織改編

第 205 教育航空隊の廃止及び第 211 教育航空隊の改編(2011年(平成 23年)6月)等がなされた。

(3) 海上自衛隊の実施した主な活動

ア 我が国周辺海域における警戒監視 - 所要の増大

海上自衛隊は、従来から P-3C 哨戒機や護衛艦等により、我が国周辺 海域の警戒監視を行ってきている。他方、近年、東シナ海をはじめ我が 国周辺海域における中国の活動が急速に活発化しており、特に、2012 年9月の我が国政府による尖閣諸島の所有権の取得以降、中国公船が尖 閣諸島周辺の我が国領海へ断続的に侵入するなどしている。こうした中 で、我が国周辺海域における海上自衛隊の警戒監視に係る所要も増大し ている。

イ 東日本大震災への対応

2011年3月11日に発生した東日本大震災においては、陸自東北方面 総監の指揮下に、海上自衛隊横須賀地方総監の指揮する海災部隊等から なる災統合任務部隊が編成され、被災者の救援活動、原子力災害への対 応など、1995年の阪神・淡路大震災への対応を大きく上回る規模で各 種活動を実施した。

ウ 第 151 連合任務部隊 (CTF151) への参加

2013年7月、海賊対処を行う諸外国の部隊と協調して、より柔軟か つ効果的な運用を行うため、これまでの直接護衛に加え、CTF151に参 加してゾーンディフェンスを実施することとなり、同年 12 月から水上 部隊が、翌年2月からは航空隊が、それぞれ CTF151 に参加し活動を 実施している。

25 大綱の時代(2014 年度(平成 26 年度)以降)

(1)25 大綱の概要

ア 25 大綱の基本的な考え方 25 大綱においては、我が国の平 和と安全を守る中核として、新 たに「統合機動防衛力」を構築 することとされた。また、より 統合運用を徹底し、装備の運用 水準を高め、その活動量をさら に増加させるとともに、各種活 動を下支えする防衛力の「質」

25 大綱別表

- ●基幹部隊
- ·護衛艦部隊:4個護衛隊群(8個護衛隊)
 - : 6 個護衛隊
- · 潜水艦部隊: 6 個潜水隊
- ·掃海部隊:1個掃海隊群
- ・哨戒機部隊:9個航空隊
- ◆主要装備
- ・護衛艦:54隻
 - (イージス・システム搭載護衛艦:8隻)
- ·潜水艦:22 隻
- ·作戦用航空機:約170機

と「量」を必要かつ十分に確保し、抑止力及び対処力を高めていくこと

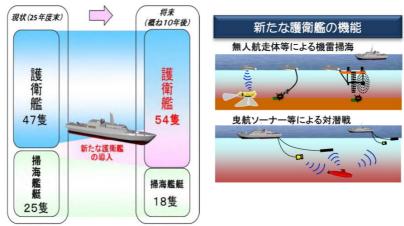
とされた。

また、25 大綱の「防衛力の役割」は、「各種事態における実行的な抑止及び対処」「アジア太平洋地域の安定化及びグローバルな安全保障環境の改善」の2つであるとされた。特に、後者の重視事項の1つとして「海洋安全保障の確保」が初めて明記され、海上交通の安全確保、海賊への対応、能力構築支援、共同訓練・演習の充実等、各種取組を推進することとされた。

イ 25 大綱における海上自衛隊の体制

各部隊の体制に係る考え方は、次のとおりであった%。

周辺海域の防衛や海上交通の安全を確保し得るよう、多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立させた新たな護衛艦などにより 48 隻(12 個護衛隊)から 54 隻(14 個護衛隊)に増強された護衛艦部隊及び艦載回転翼哨戒部隊を保持することとされた。



出所:防衛省編『日本の平和と安全、地域・世界の安定のために』 (25 大綱パンフレット)2014年

なお、新たな護衛艦は、取り外し可能な装備の搭載により、機雷掃海や対潜戦に対応し、また、同護衛艦の増勢に伴って、掃海艦艇は 25 隻から 18 隻に減勢されることとなった。また、イージス・システム搭載護衛艦を増勢し、8 隻体制とすることとされた。回転翼哨戒機は、22

_

⁹ 防衛省編『日本の防衛一防衛白書一』第2部、平成26年版、ぎょうせい、2014年8月、151-152頁及び防衛省編『日本の平和と安全、地域・世界の安定のために』(25大綱パンフレット)、防衛省防衛政策局防衛政策課・防衛計画課、2014年3月、11-12頁を参照

大綱時の72機体制から、80機体制へ増勢されることとなった。

また、水中及び洋上における情報収集・警戒監視を平素から実施するとともに、周辺海域の哨戒及び防衛を有効に行い得るよう、増強された潜水艦部隊を保持するとともに、固定翼哨戒機部隊を保持するとされた。潜水艦の隻数と固定翼哨戒機の機数は、22 大綱に引き続き、それぞれ、22 隻体制及び 65 機体制を保持することとされた。

(2) 海上自衛隊の主な組織改編

これまでに、海洋業務群を海洋業務・対潜支援群に改称し、対潜評価 隊等を新編(2015年12月)する等の組織改編が行われた。

(3) 海上自衛隊の実施した主な活動

ア 北朝鮮の弾道ミサイル等への対応 - 所要の増大

2009年3月、我が国として初めて弾道ミサイル等に対する破壊措置命令が発出されて以降、2012年3月、同年12月及び2016年2月にも、海上自衛隊は北朝鮮の弾道ミサイル等に対する破壊措置命令に基づく対応を行ってきた。さらに、北朝鮮は、2016年3月以降も弾道ミサイルを頻繁に繰り返し発射しており、自衛隊は情報収集・警戒監視等に万全を期している。このように、近年、海上自衛隊の弾道ミサイルへの対応に係る所要は増大している。

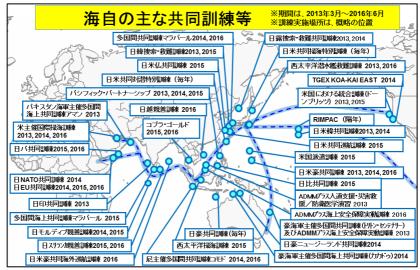
イ 第 151 連合任務部隊 (CTF151) 司令官等派遣 - 初の多国籍部隊 司令官派遣

自衛官が CTF151 司令官や同司令部要員を務めることで、海賊対処を行う各国部隊との連携強化及び自衛隊の海賊対処行動の実効性が向上することから、2014年8月から、海上自衛隊は他国が司令官を務める CTF151 司令部に司令部要員を派遣した。また、2015年5月から8月までの間、海上自衛隊から CTF151 司令官及び司令部要員を派遣した。自衛官がこのような多国籍部隊の司令官を務めるのは自衛隊創設以来初めてであった。

ウ 海洋安全保障の確保に係る取組

海洋安全保障の確保に係る取組として、海上自衛隊は、海賊対処に係る取組のほか、2012年以降インドネシア、ベトナム及びミャンマーに対して、潜水医学をはじめ海洋安全保障に関する能力構築支援に取り組んでおり、また、共同訓練・演習等については1990年代後半から大幅に拡充している。一例として、過去約3年間に海自が実施した主な共同

訓練等は、下図のとおりであり、我が国から中東にいたる海上交通路の 周辺を中心に数多くの共同訓練等を実施している。



出所:各種公表資料をもとに作成

おわりに

これまで、冷戦の終結から今日まで約四半世紀間を各大綱の期間に区分して、海上自衛隊の体制と実施した活動についてその変遷を述べてきた。それらの大きな特徴として、次が挙げられる。

第1に、海上自衛隊の体制は、冷戦の終結を踏まえ、07大綱、16大綱においていったん規模の縮小が図られたものの、その後の我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、実効的な抑止及び対処に係る役割を果たし得るよう、22大綱以降においては潜水艦の増勢をはじめとした規模の拡大が図られている。また、特別警備隊の新編や、16大綱に基づく海上自衛隊新体制への移行に伴う部隊改編(2008年3月)など、各時代において機能・質的な面からも改善が図られている。

第2に、海上自衛隊の活動は、冷戦後、我が国周辺海域における警戒 監視など我が国の防衛警備に係るものだけでなく、国際的な(アジア太 平洋地域及びグローバルな)安全保障環境の安定化・改善に係るものが 加わった。特に近年、諸外国との共同訓練・演習については、単に部隊 の技量向上のためだけに行うのではなく、アジア太平洋地域の安定化及 びグローバルな安全保障環境の改善に資するものとの観点から積極的

海幹校戦略研究 2018年1月 (7-2)

に行われている。そして、警戒監視や弾道ミサイルへの対応等、我が国 の防衛警備に係る所要の増大とあいまって、海上自衛隊の活動は全体と して大幅に増大しており、その重要性はますます高まっていると言えよ う。